

## ケアプランささゆり中川 重要事項説明書

利用者様に対する、居宅介護支援 または 介護予防支援の提供開始にあたり、平成 12 年厚生労働省令第 38 条第 4 条 または 平成 18 年厚生労働省令第 37 条第 4 条に基づいて、事業所が利用者様に説明すべき重要事項は次のとおりです。

### 1. 事業者 事業所を運営する事業者は、次の法人組織（株式会社）です。

事業者名称	ファインケア株式会社
事業所所在地	名古屋市市中川区二女子町 6 丁目 3 番地
代表者	代表取締役社長 森元 典子
電話番号	052-365-1555
設立年月日	平成19年6月28日

### 2. 事業所の概要 事業所の概要は、次のとおりです。

事業所名称	ケアプランささゆり中川
事業所種類	居宅介護支援事業所・介護予防支援事業所
指定事業所番号	愛知県 2371005410
所在地	名古屋市市中川区二女子町 6 丁目 3 番地 FCCビル2F
管理者氏名	安藤 真理
電話番号	052-365-1552
FAX番号	052-365-1553
開設年月日	令和6年1月1日

3. 事業の目的と運営方針 事業所は、次のとおりの事業目的および運営方針をもって、利用者の皆様の居宅介護支援または介護予防支援にあたらせていただきます。

事業の目的	事業の適正な運営を確保するために人員および管理運営に関する事項を定め、事業所の介護支援専門員が、要介護または要支援状態にある方に対し、適正な事業を提供することを目的とする。
運営方針	1 事業の提供に当たっては、要介護または要支援状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように配慮して行われるものとする。 2 利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行われるものとする。 3 利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供される居宅サービスまたは介護予防サービス等が特定の種類又は特定の事業者等に不当に偏することのないよう、公正中立に行われるものとする。 4 事業の運営に当たっては、市町村、いきいき支援センター、他の居宅介護または介護予防支援事業者、介護保険施設、特定相談支援事業者等との連携に努めるものとする。

4. 事業実施地域および営業時間 事業所の事業実施区域および営業時間は、次のとおりです。事業実施区域外の方のご利用につきましては、別途ご相談ください。

事業実施地域	名古屋市市中川区
営業日	月曜日～土曜日（12月31日～1月3日を除く）
営業時間	午前9時～午後5時

### 5. 従業者体制 事業所の従業者体制は、厚生労働省基準に則り、次のとおり従業者を配置しております。

職 種	人 数	備 考
管理者	1名	常勤
介護支援専門員	3名以上	

## 6. サービスの概要およびご利用料金

### ①サービスの概要

提供するサービス	サービス内容
①アセスメント (状態の把握)	認定調査結果・主治医意見書および基本情報などを基に、担当介護支援専門員が要介護者または要支援者やご家族を訪問して面接を行い、現在抱えている問題点や解決すべき課題を分析する。
②居宅サービスまたは 介護予防サービス 計画原案の作成	アセスメントの結果を基にどのような支援が必要か検討して居宅サービスまたは介護予防サービス計画原案を作成し、該当地域における指定居宅サービス事業所または指定介護予防サービス事業所等の情報を甲または甲代理人に提供する。
③サービス 担当者会議の開催	居宅サービスまたは介護予防サービス事業所等の担当者に対する照会等により、居宅サービスまたは介護予防サービス計画の原案の内容について、担当者からの専門的な見地からの意見を聴取し、サービスの種類・内容・目標を決定する。
④居宅サービスまたは 介護予防サービス 計画書の交付	検討・決定されたサービスの種類・内容・目標を盛り込んだ居宅サービスまたは介護予防サービス計画書を作成し、甲または甲代理人に確認・同意を得た上で居宅サービスまたは介護予防サービス計画書をお渡します。
⑤居宅サービスまたは 介護予防サービス事 業者との連絡・調整	居宅サービスまたは介護予防サービス計画に位置づけられたサービスがスムーズに提供されるように、各居宅サービスまたは介護予防サービス事業者と定期的に連絡調整を行います。
⑥状況の把握 (モニタリング)	居宅や居宅サービスまたは介護予防サービス事業所に訪問し居宅サービスまたは介護予防サービス計画の実施状況の把握に努め、定期的に評価を行い、必要に応じて居宅サービスまたは介護予防サービス計画の変更を行います。 尚、利用者の同意を得る等、一定の条件を満たす場合、訪問に替えオンラインでのモニタリングを実施する場合がございます。
⑦給付管理	介護保険サービスの利用実績を管理します。

### ②ご利用料金

要介護または要支援認定を受けられた方は、居宅介護支援または介護予防支援については介護保険より全額支給されるため、自己負担額はありません。ただし、保険料の滞納等により保険給付の制限を受ける場合は、要介護度または要支援に応じて下記金額の一部または全額をお支払いいただきます。

#### 居宅介護支援を受けられる方

##### (1) 基本利用料金

項目	要介護度	料金(1ヶ月)
居宅介護支援費	要介護1・2	12,000円
	要介護3・4・5	15,591円

(2) 減算 以下の場合に所定の点数または割合が減算されます。

- ①事業所の介護支援専門員1人当たりの利用者の数が45人以上となった場合。
- ②事業所と同一建物の利用者またはこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを提供する場合。
- ③事業所が法令に定められた運営基準を満たさなくなった場合。

(3) 加算料金(ご利用者の状況により別途加算額が算定されます。) 要介護1～5

算定加算	料金	算定要件
初回加算	3,315円	新規に居宅サービス計画を作成する場合。 要介護状態区分が2区分以上変更された場合に居宅サービス計画を作成する場合
特定事業所加算(Ⅱ)	4,652円	主任介護支援専門員資格を取得している常勤の介護支援専門員を1名以上配置している等、厚生労働大臣が定める基準を満たす場合
入院時情報連帯加算Ⅰ	2,762円	医療機関への入院に際し、入院日以前または入院した日のうちに医療機関に対して必要な情報提供を行った場合。 但し、営業時間終了後又は営業日以外の日に入院した場合は、入院日の翌日を含みます。

入院時情報連帯加算Ⅱ		2, 210円	医療機関への入院に際し、入院した日の翌日又は翌々日に医療機関に対して必要な情報提供を行った場合。 但し、営業時間終了後に入院した場合であって、入院日から起算して3日目が営業日でない場合は、その翌日を含みます。
退院・退所 加算	連携1回	4, 972円	入院・入所しているご利用者が退院・退所する場合に、当該病院または施設等の職員と面談し利用者に関する必要な情報の提供を受けサービスを提供した場合。(カンファレンス参加無)
	連携2回	6, 630円	
	連携1回	6, 630円	入院・入所しているご利用者が退院・退所する場合に、当該病院または施設等の職員と面談し利用者に関する必要な情報の提供を受けサービスを提供した場合。(カンファレンス参加有)
	連携2回	8, 287円	
	連携3回	9, 945円	
通院時情報連携加算		552円	医療機関への通院に際し、利用者の同意を得て医師または歯科医師の診察に同席し、医師または歯科医師に必要な利用者の情報提供をすると共に医師または歯科医師から利用者に関する必要な情報提供を受け、居宅サービス計画等に記録した場合。
緊急時等居宅 カンファレンス加算		2, 210円	病院または診療所の求めにより、当該病院または診療所の職員と共に利用者の居宅を訪問し、カンファレンスを行い、必要に応じて居宅サービス等の利用調整を行った場合。1月に2回を限度とする。

#### 介護予防支援を受けられる方

##### (1) 基本利用料金

項目	要支援度	料金(1ヶ月)
介護予防支援費	要支援1・2	5, 215円

##### (2) 加算料金(ご利用者の状況により別途加算額が算定されます。) 要支援1・2

算定加算	料金	算定要件
初回加算	3, 315円	新規に介護支援サービス計画を作成する場合。

#### 7. 虐待の防止について 事業所は、虐待の発生またはその再発を防止するため、次の措置を講じます。

虐待防止委員会	虐待の防止のための対策を検討する委員会を年2回定期的に開催し、その結果について従業者に周知徹底を図ります。
指針	虐待の防止のための指針を整備します。
研修	従業者に対し、虐待の防止のための研修を年2回以上定期的に実施します。
虐待防止担当者	施設長 安藤 真理

**8. 指定居宅サービスまたは指定介護予防サービス事業者等の紹介および選定ならびに前6月間に作成したケアプラン(指定居宅サービス事業者のみ)における訪問介護等の「各サービスの利用割合」「同一事業者によって提供されたものの割合」による中立義務の説明**

① 利用者の皆様は事業所に対し、複数の指定居宅サービスまたは指定介護予防サービス事業者等を紹介するように求めることができます。

② 利用者の皆様は事業所に対し、居宅サービスまたは介護予防サービス計画に位置付けた指定居宅サービスまたは指定介護予防サービス事業者等の選定理由の説明を求めることができます。

③ 事業所は、以下のとおり中立義務を遵守して居宅サービス等を提供しています。(但し、割合表示は指定居宅サービス事業者のみとなります。)

(1) 前6か月間(令和6年度後期 9月1日から2月28日)に作成した居宅サービスのケアプランにおける、訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の各サービスの利用割合は次のとおりです。

サービス種別	訪問介護	通所介護	地域密着型通所介護	福祉用具貸与
割合	44%	27%	22%	68%

(2) 前6か月間(令和6年度後期 9月1日から2月28日)に作成した居宅サービスのケアプランにおける、訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の各サービスごとの、同一事業者によって提供されたものの割合は次のとおりです。

サービス種別	順位	事業者	割合
訪問介護	1	ヘルパーステーションまつよし	22%
	2	アウラ神宮南訪問介護事業所	9%
	3	あんしんネット2 1守山営業所	7%
通所介護	1	デイサービスはなのき熱田	11%
	2	デイサービス 西日置フラワー園	9%
	3	癒しのデイサービス名古屋 熱田	5%
地域密着型通所介護	1	デイサービスアウラ神宮南	18%
	2	デイサービスK I G I	7%
	3	まちあい処 おかって DAY	7%
福祉用具貸与	1	株式会社ヤマシタ	20%
	2	ハヤシリハピリ	16%
	3	株式会社 なごみ	15%

**9. 緊急時の対応**

事業所では、居宅介護支援または介護予防支援の実施に際して緊急時においては速やかにご家族や主治医等に連絡その他の適切な措置を行うと共に、法令に基づき名古屋市やその他関係機関へ報告します。

**10. 苦情受付窓口**

①事業所における苦情受付窓口

苦情受付担当者	管理者 安藤 真理
苦情受付電話番号	ケアプランささゆり中川 052-365-1552
苦情受付FAX番号	ケアプランささゆり中川 052-365-1553
苦情受付時間	毎週月曜日～土曜日 午前9時から午後5時まで

②行政機関の苦情受付窓口

<p>名古屋市役所 健康福祉局高齢福祉部 介護保険課 東桜分室</p>	<p>所在地 〒461-0005 名古屋市東区東桜一丁目14番11号 DPスクエア東桜8階 電話 052-959-3087 FAX 052-959-4155 休業日 土・日・祝休日・12月29日から1月3日 業務時間 午前8時45分から午後5時15分まで</p>
<p>愛知県国保連合会 介護福祉課内 苦情相談室</p>	<p>所在地 〒461-8532 名古屋市東区泉一丁目6番5号 国保会館南館7階 電話 052-971-4165 FAX 052-962-8870 休業日 土・日・祝休日・12月29日から1月3日 業務時間 午前9時から午後5時まで</p>